

平成20年度

京都府後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算審査意見書

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

第 1	審査の対象.....	1
第 2	審査の期間.....	1
第 3	審査の方法.....	1
第 4	審査の結果.....	1
第 5	審査の概要.....	2
第 6	実質収支に関する調書.....	2 1
第 7	財産に関する調書.....	2 1
第 8	意見.....	2 2

表記に関する注意事項

- 注 1 文中に用いる金額は、原則として 10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 千円単位で表示している表中に用いる金額は、特に記載がない限り、1,000 円未満を四捨五入して表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いる比率は、特に必要があるものを除き、小数点以下第 2 位以下を四捨五入した。そのため、構成比については、総数と内訳の計とが一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが、単位未満のもの、また「-」は該当数値がないものを示す。

平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

平成20年度 京都府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及びその付属書類

第2 審査の期間

平成21年6月から平成21年7月まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び付属書類が関係法令に適合しているかどうかを確認するとともに、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照合審査し、併せて関係職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及びその他関係諸帳簿等はいずれも関係法令に準拠して作成され、いずれも決算計数に相違ないことを確認した。

予算執行及び財産管理については、適正に行われていると認めた。

なお、予算執行状況は、第5に示すとおりである。

第5 審査の概要

1 総括

(1) 決算の概要

ア 歳入歳出決算

一般会計と後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）を合わせた総計決算額は、予算総額2,304億7,107万円に対して、歳入決算額2,239億3,871万円（前年度比13,849.7%増）歳出決算額2,135億5,707万円（前年度比14,325.1%増）となっている。

（表1）総計決算額

（単位：千円、%）

区分	歳入決算額			歳出決算額		
	20年度	19年度	対前年度比 増減率	20年度	19年度	対前年度比 増減率
一般会計	2,870,910	1,605,332	78.8	2,664,995	1,480,456	80.0
特別会計	221,067,800	-	皆増	210,892,080	-	皆増
計	223,938,710	1,605,332	13,849.7	213,557,075	1,480,456	14,325.1

この総計決算額から、各会計相互間の繰入金又は繰出金として重複計上された2億5,391万円を控除した純計決算額は、歳入決算額2,236億8,479万円（前年度比13,833.9%増）歳出決算額2,133億316万円（前年度比14,307.9%増）となっている。

（表2）純計決算額

（単位：千円、%）

区分	歳入決算額			歳出決算額		
	20年度	19年度	対前年度比 増減率	20年度	19年度	対前年度比 増減率
一般会計	2,870,910	1,605,332	78.8	2,411,084	1,480,456	62.9
特別会計	220,813,889	-	皆増	210,892,080	-	皆増
計	223,684,799	1,605,332	13,833.9	213,303,164	1,480,456	14,307.9

イ 決算収支前年度比較

総計の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）は103億8,163万円で、前年度に比べ102億5,675万円（前年度比8,213.6%増）の増加となっている。

また、翌年度へ繰り越すべき財源（0円）を差し引いた実質収支は103億8,163万円で、前年度に比べ102億5,675万円（前年度比8,213.6%増）の増加となっている。

（表3）決算収支

（単位：千円、％）

区分	形式収支				実質収支			
	20年度	19年度	対前年度比較		20年度	19年度	対前年度比較	
			増減額	増減率			増減額	増減率
一般会計	205,914	124,876	81,038	64.9	205,914	124,876	81,038	64.9
特別会計	10,175,721	-	10,175,721	皆増	10,175,721	-	10,175,721	皆増
計	10,381,635	124,876	10,256,759	8,213.6	10,381,635	124,876	10,256,759	8,213.6

2 一般会計

(1) 予算の概要

歳入歳出当初予算額は、11億5,566万円、これに補正予算額を合わせた予算現額は、29億307万円となっている。

（表4）歳入歳出予算額

（単位：千円）

区分	当初予算額	補正予算額	前年度繰越額	予算現額
一般会計	1,155,668	1,747,405	-	2,903,073

(2) 決算の概要

ア 一般会計歳入歳出決算

一般会計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は、2億591万円で、翌年度へ繰り越すべき財源（0円）を差し引いた実質収支は、2億591万円の黒字となっている。

(表5) 一般会計歳入歳出決算収支 (単位:千円、%)

区分	予算現額	歳入 決算額	歳出 決算額	歳入歳出 差引額(形 式収支)	翌年度へ繰り越すべき財源			実質 収支額
					繰越 明許費	事故 繰越し	計	
一般会計	2,903,073	2,870,910 (収入率 98.9%)	2,664,995 (執行率 91.8%)	205,914	-	-	-	205,914

イ 一般会計決算収支前年度比較

一般会計の歳入の決算額は28億7,090万円、歳出の決算額は26億6,499万円となっており、前年度と比較すると、歳入は12億6,557万円(前年度比78.8%増)の増加となっており、歳出は11億8,453万円(前年度比80.0%増)の増加となっている。

(表6) 一般会計歳入歳出決算収支の対前年度比較 (単位:千円、%)

区 分	平成20年度	平成19年度	対前年度比較	
			増 減額	増 減率
歳入総額	2,870,910	1,605,332	1,265,578	78.8
歳出総額	2,664,995	1,480,456	1,184,539	80.0
歳入歳出差引額	205,914	124,876	81,038	64.9
翌年度へ繰り越す べき財源	-	-	-	-
実質収支	205,914	124,876	81,038	64.9

(3) 一般会計歳入歳出決算分析

ア 歳入決算の分析

歳入決算額は、28億7,090万円で、前年度と比較して12億6,557万円(前年度比78.8%増)の増加となっており、予算現額に対する比率は、100.1パーセントとなっている。

また、不納欠損額、収入未済額は、いずれも生じていない。

(表7) 一般会計歳入決算対前年度比較 (単位:千円、%)

年 度	予算現額	決算額	決算額の予算現額 に対する比率
平成20年度	2,903,073	2,870,910	98.9
平成19年度	1,604,192	1,605,332	100.1
対前年度増 減	1,298,881	1,265,578	-

歳入額は、28億7,091万円であり、前年度と比較して12億6,557万円（前年度比78.8%増）の増加となっている。

歳入の内訳は、分担金及び負担金が7億1,051万円、国庫支出金16億8,188万円、府支出金1億4,599万円、繰入金2億507万円、諸収入256万円、繰越金1億2,487万円となっている。

分担金及び負担金は、本広域連合を組織する府内のすべての市町村が、規約に定めるところに従い負担する負担金（以下「分賦金」という。）である。

府支出金については、前年度と比較して1億1,406万円（前年度比357.2%増）の増加となっている。これは、今年度から、保険料不均一賦課に係る軽減措置の財源となる保険料不均一賦課負担金が交付されたことによる。

また、国庫支出金については、前年度と比較して7億9,152万円（前年度比88.9%増）の増加となっている。この主な理由は、平成21年度に低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者（以下「低所得者及び被扶養者であった被保険者」という。）に対して保険料の軽減措置等を行うための財源として、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（以下「臨時特例交付金」という。）が、前年度と比較して6億455万円増（前年度比69.8%増）の14億7,106万円交付されたことによるものであり、同交付金については全額が、後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「臨時特例基金」という。）に積み立てられている。

（表8） 款別歳入決算

（単位：千円、%）

科 目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損 額	収入 未済 額	収入率	
						対予算	対調定
分担金及び負担金	710,511	710,512	710,512	-	-	100.0	100.0
国庫支出金	1,693,153	1,681,885	1,681,885	-	-	99.3	100.0
府支出金	155,534	145,999	145,999	-	-	93.9	100.0
財産収入	1	0	0	-	-	0.0	-
繰入金	216,730	205,070	205,070	-	-	94.6	100.0
諸収入	2,268	2,567	2,567	-	-	113.2	100.0
繰越金	124,876	124,876	124,876	-	-	100.0	100.0
計	2,903,073	2,870,910	2,870,910	-	-	98.9	100.0
前年度	1,604,192	1,605,332	1,605,332	-	-	100.1	100.0
増 減額	1,298,881	1,265,578	1,265,578	-	-	-	-

(表9) 款別歳入済額の対前年度比較

(単位：千円、%)

科 目	平成20年度	平成19年度	対前年度比較	
			増 減額	増 減率
分担金及び負担金	710,512	680,951	29,561	4.3
国庫支出金	1,681,885	890,365	791,520	88.9
府支出金	145,999	31,931	114,068	357.2
財産収入	0	-	0	-
繰入金	205,070	-	205,070	皆増
諸収入	2,567	2,085	482	23.1
繰越金	124,876	-	124,876	皆増
歳入合計	2,870,910	1,605,332	1,265,578	78.8

歳入構成を見ると、自主財源は主に分賦金、繰入金、繰越金の10億4,302万円で歳入の36.3パーセント、依存財源は国庫支出金及び府支出金の18億2,788万円で歳入の63.7パーセントを占めている。

依存財源が前年度と比較して、金額において9億558万円、構成比において6.2パーセント増加しており、また、自主財源のうち、今年度から、繰入金金が2億507万円(構成比7.1%)、繰越金が1億2,487万円(構成比4.3%)とそれぞれ皆増しているため、全体に占める分賦金の割合は、前年度と比較して17.7パーセント減の24.7パーセントに低下している。

依存財源の割合が大きくなっているのは、主に、平成21年度において低所得者及び被扶養者であった被保険者に対し保険料の軽減措置等を行うための財源として、国から臨時特例交付金が14億7,106万円交付されたことによるものであり、これを除くと、自主財源の割合は74.5パーセントとなる。

(表10) 自主財源、依存財源等の対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分		平成20年度		平成19年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源		1,043,025	36.3	683,036	42.5
内訳	分担金及び負担金	710,512	24.7	680,951	42.4
	財産収入	0	0.0	-	-
	繰入金	205,070	7.1	-	-
	諸収入	2,567	0.1	2,085	0.1
	繰越金	124,876	4.3	-	-
依存財源		1,827,884	63.7	922,296	57.5
内訳	国庫支出金	1,681,885	58.6	890,365	55.5
	府支出金	145,999	5.1	31,931	2.0
計		2,870,910	100.0	1,605,332	100.0

経常的収入は、歳入の24.8パーセント(前年度比17.7%減)、臨時的収入は75.2パーセント(前年度比17.7%増)となっている。

これは主に、臨時的収入である国庫支出金と府支出金が前年度と比較して増加したためである。

(表11) 経常、臨時別収入の対前年度比較 (単位：千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
経常的収入	713,079	24.8	681,917	42.5
臨時的収入	2,157,831	75.2	923,415	57.5
計	2,870,910	100.0	1,605,332	100.0

イ 歳出決算の分析

歳出決算額は、26億6,499万円であり、前年度と比較して11億8,453万円(前年度比80.0%増)増加しており、予算現額に対する率(執行率)は91.8パーセントとなっている。

繰越額は0円、不用額は2億3,807万円となっている。

(表12) 一般会計歳出決算対前年度比較

(単位：千円、%)

年 度	予算現額 (A)	決算額 (B)	翌年度 繰越額	不用額	(B)の(A) に対する比率	
平成20年度	2,903,073	2,664,995	-	238,078	91.8	
平成19年度	1,604,192	1,480,456	-	123,736	92.3	
対前 年度	増 減額	1,298,881	1,184,539	-	114,342	
	増 減率	81.0	80.0	-	92.4	

性質別決算額をみると以下のとおりである。

歳出に占める性質別の構成比をみると、人件費等の義務的経費0.4パーセント、物件費21.6パーセント、補助費等9.8パーセント、積立金56.9パーセント、繰出金9.5パーセント、投資的経費1.7パーセントとなっている。

ところで、広域連合の職員は、本広域連合を組織する府内の市町村等から派遣されている。これら市町村等からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）の給与費は、地方自治法の規定に基づき、派遣を受けた本広域連合が負担することとなっており、当該負担金1億8,370万円は、性質別決算では補助費等に含まれている。

したがって、派遣職員の給与費も含めた実質的な義務的経費の構成比は、7.3パーセントとなる。

積立金は56.9パーセントと大きな割合を占めているが、その内容は財政調整基金及び臨時特例基金への積み立てである。このうち、臨時特例基金への積み立ては、平成20年度に一部繰り入れるものを除き、平成21年度において、低所得者及び被扶養者であった被保険者に対して保険料の軽減措置等を講じるための財源として、国から交付された臨時特例交付金を積み立てるもので、同年度に後期高齢者医療特別会計へ繰り入れることが予定されているものである。

投資的経費は1.7パーセントとなっている。本広域連合が処理する事務は、後期高齢者医療制度の運営であるため、投資的経費に該当するものは、1件100万円以上の備品の購入など極めて限られたものとなる。

繰出金が前年度と比較して2億5,391万円（構成比9.5%）皆増しているが、これは今年度から保険料不均一賦課に要する経費を特別会計へ繰出したことによるものである。

(表13) 性質別決算額の対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的経費	10,682	0.4	10,402	0.7
人件費	10,682	0.4	10,402	0.7
扶助費	-	-	-	-
公債費	-	-	-	-
物件費	576,300	21.6	284,825	19.2
補助費等	262,292	9.8	136,825	9.2
積立金	1,515,180	56.9	1,023,241	69.1
繰出金	253,910	9.5	-	-
投資的経費	46,631	1.7	25,163	1.7
合 計	2,664,995	100.0	1,480,456	100.0

(4) 一般会計歳出款別予算執行状況

歳出の款別決算額の状況は、表14、表15のとおりである。

(表14) 款別歳出決算

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
議会費	1,410	1,075	-	335	76.2
総務費	2,609,516	2,410,010	-	199,506	92.4
民生費	285,168	253,911	-	31,257	89.0
予備費	6,979	0	-	6,979	-
計	2,903,073	2,664,995	-	238,078	91.8
前年度	1,604,192	1,480,456	-	123,736	92.3
増減額	1,298,881	1,184,539	-	114,342	-

(表15) 款別歳出決算額の対前年度比較

(単位：千円、%)

科目	平成20年度		平成19年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	1,075	0.0	917	0.1	158	16.9
総務費	2,410,010	90.4	1,479,538	99.9	930,472	62.9
民生費	253,911	9.5	-	-	285,168	皆増
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	2,664,995	100.0	1,480,456	100.0	1,184,539	80.0

歳出額は、26億6,499万円であり、前年度と比較して11億8,453万円(前年度比80.0%増)増加している。

歳出の内訳は、議会費107万円、総務費24億1,001万円、民生費2億5,391万円となっている。

総務費が前年度と比較して9億3,047万円(前年度比62.9%増)増加しているのは、主に臨時特例基金への積み立てが増加したためである。

このほか、民生費が2億5,391円で、前年度と比較して皆増しているが、これは今年度から保険料不均一賦課に要する経費を特別会計へ繰出したことによるものである。

歳出に占める構成比をみると、そのほとんどは総務費であり全体の90.4パーセントを占めている。前年度の99.9パーセントから9.5パーセント低下しているが、これは今年度において民生費の割合が9.5パーセントとな

ったためである。

ア 議会費

支出の主な内容は、広域連合議会議員の報酬及び旅費並びに議会会議録の作成費用である。

不用額は、33万円であり、対予算現額比23.8パーセントとなっている。

その主なものは、使用料及び賃借料であるが、これは会場使用料の節減に努めたことによるものである。

(表16)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
議会費	1,410	1,075	-	335	76.2
前年度	1,946	917	-	1,029	47.1
増減額	536	158	-	694	-

イ 総務費

支出済額は、24億1,001万円となっている。

支出済額のほとんどは、総務管理費(構成比100.0%)が占めている。そのうちの主な支出の内容は、広域連合の電算システムに係る委託料、国民健康保険団体連合会への委託料、電算機器の借上料、派遣職員に係る給与費負担金である。

このほか、臨時特例基金への積立金、財政調整基金への積立金がある。

不用額は、1億9,950万円で、対予算現額比7.6パーセントとなっている。その主なものは、委託料、使用料及び賃借料であるが、これは電算システム関連経費の節減に努めたことや国民健康保険団体連合会への委託料が当初の見込みよりも減少したことによるものである。

選挙費、監査委員費においても不用額があるが、経費の節減に努めたことによるものである。

(表17)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
総務管理費	2,609,303	2,409,911	-	199,392	92.4
選挙費	65	35	-	30	53.8
監査委員費	148	64	-	84	43.2
前年度	1,598,739	1,479,538	-	119,201	92.5
増減額	1,010,777	930,472	-	80,305	-

ウ 民生費

支出の主な内容は、特別会計への繰出金である。

不用額は、3,125万円であり、対予算現額比11.0パーセントとなっている。

その内訳は、保険料不均一賦課と一時借入金利子に係る繰出金であり、当初の見込みよりも減少したためである。

(表18)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
民生費	285,168	253,911	-	31,257	89.0
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	皆増	-	皆増	-

エ 予備費

充用額は総務費の総務管理費2万円である。

(表19)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
予備費	6,979	0	-	6,979	-
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	-	-	皆増	-

以上のとおり、執行状況を見たところ、効率的に執行されている。

3 特別会計

(1) 予算の概要

歳入歳出当初予算額は、2,275億6,800万円、予算現額は、2,275億6,800万円となっている。

(表20) 歳入歳出予算額

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額	前年度繰越額	予算現額
特別会計	227,568,006	0	-	227,568,006

(2) 決算の概要

ア 特別会計歳入歳出決算

特別会計決算における歳入歳出差引額(形式収支)は、101億7,572万円で、翌年度へ繰り越すべき財源(0円)を差し引いた実質収支は、101億7,572万円の黒字となっている。

(表21) 特別会計歳入歳出決算収支

(単位：千円、%)

区分	予算現額	歳入 決算額	歳出 決算額	歳入歳出 差引額(形 式収支)	翌年度へ繰り越すべき財源			実質 収支額
					繰越 明許費	事故 繰越し	計	
特別 会計	227,568,006	221,067,800 (収入率 97.1%)	210,892,080 (執行率 92.7%)	10,175,721	-	-	-	10,175,721

イ 特別会計決算収支前年度比較

特別会計の歳入の決算額は2,210億6,780万円、歳出の決算額は2,108億9,207万円となっており、前年度と比較すると、歳入、歳出とも皆増している。

(表 2 2) 特別会計歳入歳出決算収支の対前年度比較 (単位:千円、%)

区 分	平成 2 0 年度	平成 1 9 年度	対前年度比較	
			増 減額	増 減率
歳入総額	221,067,800	-	221,067,800	皆増
歳出総額	210,892,080	-	210,892,080	皆増
歳入歳出差引額	10,175,721	-	10,175,721	皆増
翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	-	-
実質収支	10,175,721	-	10,175,721	皆増

(3) 特別会計歳入歳出決算分析

ア 歳入決算の分析

歳入決算額は、2,210億6,780万円で、前年度と比べて皆増しており、予算現額に対する比率は、97.1パーセントとなっている。

また、不納欠損額、収入未済額は、いずれも生じていない。

(表 2 3) 特別会計歳入決算対前年度比較 (単位:千円、%)

年 度	予算現額	決算額	決算額の予算現額 に対する比率
平成 2 0 年度	227,568,006	221,067,800	97.1
平成 1 9 年度	-	-	-
対前年度増 減	227,568,006	221,067,800	-

歳入額は、2,210億6,780万円であり、前年度と比較して皆増している。

歳入の内訳は、市町村が徴収する保険料並びに保険給付に係る市町村の負担分等である市町村支出金398億8,657万円、保険給付に係る国の負担分等である国庫支出金701億8,369万円、保険給付に係る府の負担分等である府支出金177億489万円、協会管掌健康保険、国保等の医療保険者からの支援金である支払基金交付金925億61万円、1件400万円を超える医療費の200万円を超える部分について国民健康保険中央会から交付される特別高額医療費共同事業交付金2,989万円、一般会計と臨時特例基金からの繰入金6億7,868万円、預金利子等である諸収入8,344万円となっ

ている。

歳入に占める構成比をみると、主なものは、市町村支出金 18.1パーセント、国庫支出金 31.7パーセント、府支出金 8.0パーセント、支払基金交付金 41.8パーセントとなっている。

(表 2 4) 款別歳入決算

(単位：千円、%)

科 目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損 額	収入 未済 額	収入率	
						対予算	対調定
市町村支出金	41,566,004	39,886,578	39,886,578	-	-	96.0	100.0
国庫支出金	69,753,575	70,183,697	70,183,697	-	-	100.6	100.0
府支出金	17,958,320	17,704,891	17,704,891	-	-	98.6	100.0
支払基金交付金	97,126,889	92,500,612	92,500,612	-	-	95.2	100.0
特別高額医療費共同事業交付金	300,000	29,891	29,891	-	-	10.0	100.0
繰入金	863,216	678,688	678,688	-	-	78.6	100.0
諸収入	2	83,444	83,444	-	-	4,172,200	100.0
計	227,568,006	221,067,800	221,067,800	-	-	97.1	100.0
前年度	-	-	-	-	-	-	-
増 減額	227,568,006	221,067,800	221,067,800	-	-	-	-

(表 2 5) 款別収入済額の対前年度比較

(単位：千円、%)

款 名	平成 2 0 年度		平成 1 9 年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増 減額	増 減率
市町村支出金	39,886,578	18.1	-	-	39,886,578	皆増
国庫支出金	70,183,697	31.7	-	-	70,183,697	皆増
府支出金	17,704,891	8.0	-	-	17,704,891	皆増
支払基金交付金	92,500,612	41.8	-	-	92,500,612	皆増
特別高額医療費共同事業交付金	29,891	0.0	-	-	29,891	皆増
繰入金	678,688	0.3	-	-	678,688	皆増
諸収入	83,444	0.0	-	-	83,444	皆増
歳入合計	221,067,800	100.0	-	-	221,067,800	皆増

イ 歳出決算の分析

歳出決算額は、2,108億9,207万円であり、前年度と比較して皆増しており、予算現額に対する率（執行率）は92.7パーセントとなっている。

繰越額は0円、不用額は166億7,592万円となっている。

（表26） 特別会計歳出決算対前年度比較

（単位：千円、％）

年 度	予算現額 (A)	決算額 (B)	翌年度 繰越額	不用額	(B)の(A) に対する比率	
平成20年度	227,568,006	210,892,080	-	16,675,926	92.7	
平成19年度	-	-	-	-	-	
対前 年度	増 減額	227,568,006	210,892,080	-	16,675,926	/
	増 減率	皆増	皆増	-	皆増	

ウ 特別会計歳出款別予算執行状況

歳出の款別決算額の状況は、表27、表28のとおりである。

（表27） 款別歳出決算

（単位：千円、％）

科 目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
保険給付費	225,297,712	210,547,862	-	14,749,849	93.5
府財政安定化基金拠出金	144,240	144,240	-	0	100.0
特別高額医療費共同事業拠出金	301,000	31,898	-	269,102	10.6
保健事業費	264,523	168,080	-	96,443	63.5
公債費	10,000	0	-	10,000	0.0
諸支出金	100	0	-	100	0.0
予備費	1,550,431	0	-	1,550,431	0.0
計	227,568,006	210,892,080	-	16,675,926	92.7
前年度	-	-	-	-	-
増 減額	227,568,006	210,892,080	-	16,675,926	-

(表 28) 款別歳出決算額の対前年度比較

(単位：千円、%)

科 目	平成 20 年度		平成 19 年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増 減額	増 減率
保険給付費	210,547,862	99.8	-	-	210,547,862	皆増
府財政安定化基金拠出金	144,240	0.1	-	-	144,240	皆増
特別高額医療費共同事業拠出金	31,898	0.0	-	-	31,898	皆増
保健事業費	168,080	0.1	-	-	168,080	皆増
公債費	0	0.0	-	-	-	-
諸支出金	0	0.0	-	-	-	-
予備費	0	0.0	-	-	-	-
計	210,892,080	100.0	-	-	210,892,080	皆増

歳出額は、2,108億9,207万円であり、前年度と比較して皆増している。

歳出の内訳は、保険給付費2,105億4,786万円、府財政安定化基金拠出金1億4,424万円、特別高額医療費共同事業拠出金3,189万円、保健事業費1億6,808万円となっている。

歳出に占める構成比をみると、そのほとんどは保険給付費であり全体の99.8パーセントを占めている。

(1) 保険給付費

支出済額は、2,105億4,786万円となっている。

支出済額のほとんどは、療養諸費(構成比95.7%)が占めている。主な支出の内容は、医療費のうち療養給付費やレセプトの審査等に係る経費である。

不用額は、147億4,984万円で、対予算現額比6.5パーセントとなっている。その主なものは、療養諸費であるが、これは療養給付費が当初の見込みよりも減少したためである。

その他医療給付費においても不用額があるが、これは葬祭費が当初の見込みよりも減少したためである。

(表29)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
療養諸費	216,075,420	201,526,189	-	14,549,231	93.3
高額療養諸費	8,396,892	8,394,273	-	2,619	100.0
その他医療給付費	825,400	627,400	-	198,000	76.0
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	皆増	-	皆増	-

(2) 府財政安定化基金拠出金

支出の主な内容は、後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るために府に設置されている基金への拠出金である。

執行率は100.0パーセントとなっている。

(表30)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
府財政安定化基金繰出金	144,240	144,240	-	0	100.0
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	皆増	-	-	-

(3) 特別高額医療費共同事業拠出金

支出の主な内容は、1件400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、各広域連合が掛金として拠出する拠出金とその事務費である。

不用額は、2億6,910万円であり、対予算現額比89.4パーセントとなっている。これは拠出金とその事務費が当初の見込みよりも減少したためである。

(表31)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
特別高額医療費共同事業拠出金	301,000	31,898	-	269,102	10.6
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	皆増	-	皆増	-

(4) 保健事業費

支出の主な内容は、市町村が実施する健康診査に対して補助金を交付するものである。

不用額は、9,944万円であり、対予算現額比36.5パーセントとなっている。これは市町村が実施する健康診査が当初の見込みよりも減少したためである。

(表32)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
健康保持増進事業費	264,523	168,080	-	96,443	63.5
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	皆増	-	皆増	-

(5) 公債費

支出の主な内容は、一時借入を行う際の利子である。

不用額は、1,000万円であり、全額不執行となっている。これは今年度において一時借入が発生しなかったためである。

(表33)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
公債費	10,000	0	-	10,000	0.0
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	-	-	皆増	-

(6) 諸支出金

支出の主な内容は、還付加算金である。

不用額は、10万円であり、全額不執行となっている。これは今年度において還付加算金が発生しなかったためである。

(表34)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
償還金及び還付加算金	100	0	-	100	0.0
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	-	-	皆増	-

(7) 予備費

充用額は保険給付費の高額療養諸費4億2,193万円である。

(表35)

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
予備費	1,550,431	0	-	1,550,431	-
前年度	-	-	-	-	-
増減額	皆増	-	-	皆増	-

以上のとおり、執行状況を見たところ、効率的に執行されている。

第6 実質収支に関する調書の審査

審査に付された一般会計及び特別会計の実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成され、金額は正確である。

第7 財産に関する調書

財産の当年度における異動及び当年度末現在高の状況は、以下のとおりである。
なお、公有財産及び債権はない。

(1) 物品

取得価額100万円以上の物品は、当年度末6点で、前年度末に比して2点増加している。増加したものは、電算処理システム冗長化用機器、電算処理システムバッチ処理専用サーバである。

(2) 基金

財政調整基金は、前年度末に比べて1億5,673万円(前年度比皆減)減少している。

臨時特例基金は、前年度末に比べて14億7,106万円(前年度比169.8%増)増加している。この基金は、低所得者及び被扶養者であった被保険者に対して保険料の軽減措置等を講じるための財源として、国から交付された臨時特例交付金を積み立てるために設けられたものであり、平成22年度末までの設置期限を明示した時限の基金である。

(表36) 基金別対前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成19年度末 現在高	平成20年度中 増 減高	平成20年度末 現在高
財政調整基金	156,730	156,730	0
後期高齢者医療制度臨時 特例基金	866,511	1,471,065	2,337,576
計	1,023,241	1,314,335	2,337,576

(注)財産に関する調書には、3月31日現在における基金の現在高が記載されるため、出納整理期間中の平成21年5月に積み立てられた財政調整基金44,114千円は、平成20年度中増 減高及び平成20年度末現在高には反映されていない。

第8 意見

1 一般会計

本広域連合設立後、2年目の決算となる平成20年度一般会計決算は、実質収支が2億591万円の黒字となり、前年度に引き続き2年連続の黒字決算となった。また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も8,103万円の黒字となった。これは前年度決算で生じた黒字を上回る新たな剰余金が生じたことを意味する。

これらの収支は、財政運営の良否を判断する重要なポイントであるが、黒字の額が多いほど良いといえるものではない。

というのも、広域連合の場合、その運営に要する経費については、広域連合を組織する府内すべての市町村が負担する分賦金によって賄われている以上、黒字の額、すなわち剰余金の額が多いほど、財政運営が良好であるとは断定できないからである。

この意味において、分賦金の剰余については、本来的には当該年度において広域連合を構成する市町村に精算、還付すべきものであるといえる。

しかしながら、一方では、当初予算では想定しえなかった年度途中の追加的な財政需要への対応や、単に当該年度のみならず、翌年度以降における財政状況をも考慮した健全な財政運営を行うためには、自主財源がほぼ分賦金のみである広域連合にとっては、一般の普通地方公共団体以上に、経費節減を図るなかで適度な剰余金を確保し、財源に余裕のある年度に積み立てをしておくことが必要である。

この観点から今年度の決算を分析すると、前年度に積み立てた財政調整基金1億5,673万円を今年度に取り崩すことにより、今年度の分賦金の増加を抑えており、前年度決算で生じた歳計剰余金1億2,487万円についても今年度の補正予算の財源としての充当を行っており、求められるべき財源調整の範囲内として適切な予算執行が講じられていると認められる。

今年度においても、財政調整基金へ4,411万円の積み立てを行い、翌年度に繰り越すべき歳計剰余金が2億591万円生じているため、引き続き後年度においても適切な財源調整を図られたい。

ところで、昨年秋からの戦後最悪とも言える経済危機に我が国も直面したことに伴い、景気や雇用情勢が急速に悪化、更に深刻化するおそれがある状況の下、各市町村の税収も大幅な減になる見込みであり、後年度においても引き続き困難な財政運営を強いられることは必至である。

このため、本広域連合においても、一層の経費節減や効率的な予算の執行など、徹底した歳出削減を図るとともに、運営経費についての国及び府に対しての継続的な補助の要請、歳計現金や基金等の効率的な資金運用による収益拡大など、最大限の歳入確保に努められたい。

2 特別会計

平成20年4月の後期高齢者医療制度（長寿医療制度）施行に伴い、保険料その他特定の歳入を財源として、保険給付を主とする特定の歳出に充てる事業運営を經理する会計として、平成20年度から特別会計が設置された。そのため、今年度が制度発足後の最初の決算となっている。

平成20年度特別会計決算は、実質収支が101億7,572万円の黒字となった。しかしながら、この実質収支の算定は現行決算制度上のものであり、この金額には、翌年度において精算還付が予定されている国費等の定率負担金や支払基金交付金72億9,065万円（見込み）が含まれている。

したがって、これらは翌年度へ繰り越すべき財源とみなすことができるため、これらを控除した純粋な実質収支は約29億円程度であるといえる。

ところで、後期高齢者医療制度においては、都道府県ごとに設置される広域連合が保険者の役割を果たし、医療給付に充てられる財源は、公費、後期高齢者支援金（支払基金交付金）被保険者からの保険料が柱となっている。公費負担には、国、都道府県、市町村の定率負担を中心に、財政安定のための様々な措置がとられているため、基本的には収支は均衡するものとされている。

しかしながら、財政運営については、概ね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならぬと定められており、今般の社会情勢から、保険給付費は年を経るごとに逡増していくものであることを考慮すると、今年度の剰余金として生じた純粋な実質収支の黒字の額については、翌年度の収支を均衡させる調整額としての機能を果たすものとみなすことができる。

制度発足以後の後期高齢者医療制度を振り返ると、高齢者の心情に十分に配慮していない面があったこと、制度についての説明が不十分であったことなどの課題もあり、被保険者を始めとした国民の間に大きな混乱が生じ、強い反発を招くことになった。

このため、高齢者の置かれている状況に配慮し、きめ細やかな対応を図る観点から、国において様々な制度の見直しが追加的に講じられているところであるが、今後の制度の見直しに当たっても、実施に際して混乱が生じないように十分に配慮した上で、安定的かつ健全な制度運営ができるよう、国に対して更なる要請を行っていく必要がある。

そして、広域連合においても、財政責任をもつ運営主体として、その保険者機能を一層発揮することにより、被保険者が将来にわたり安心して医療を受けることができる持続可能な制度となるよう、国、府、市町村などの関係機関と緊密な連携を図り、より円滑な運営の遂行に努められたい。